

議第18号

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第23条第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、および執行することとする。

付 則

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為または知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。